

\*\*\*\*\*

## 定 款

\*\*\*\*\*

美樹工業株式会社

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当会社は、美樹工業株式会社と称し、英文ではMIKIKOGYO CO., LTD. と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築業務全般
2. 土木業務全般
3. 建築・土木・配管・電気工事の設計・施工・監理
4. 配管工事全般
5. 舗装工事全般業
6. ガス衛生空調水道器具機械の販売および修理
7. 電気工事全般
8. 宅地建物取引業
9. 不動産賃貸ならびに管理
10. 産業廃棄物の収集運搬業
11. 損害保険代理業
12. 生命保険の募集に関する業務
13. ゴルフ場の経営
14. 美術に関する施設の運営ならびにこれらに関連する事業
15. 職業教育訓練施設の運営
16. 食堂・レストラン・喫茶店の経営
17. 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務
18. 上記各号に附帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を兵庫県姫路市に置く。

### (機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、400万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。  
② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ② 前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。

#### (招集者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。

② 前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

#### (決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の定めによるべき株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

#### (株主総会資料の電子提供措置)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第4章 取締役および取締役会

#### (取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、11名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第19条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。
- ② 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。
- ② 前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第25条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

- 第26条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第27条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第29条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

## 第六章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31までの1年とする。

(期末配当金)

第33条 当会社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第34条 当会社は、取締役会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(除斥期間)

第35条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

(附則)

1. 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日にこれを削除する。

平成13年11月28日改定

平成14年12月26日改定

平成15年3月28日改定

平成15年6月17日改定

平成16年3月26日改定

平成17年3月25日改定

平成18年3月24日改定

平成19年1月1日改定

平成19年3月24日改定

平成20年3月27日改定

平成21年3月27日改定

平成23年3月23日改定

平成24年3月28日改定

平成29年3月28日改定

令和4年3月24日改定